

随意契約理由書

件名	R8海岸線5000形台車補修作業	
契約の相手方	日本製鉄株式会社	
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項2号に該当	
随意契約の理由 今回、補修する台車は、海岸線5000形電車の構成部品である。本部品は電車の走行・停止など車両の基本性能及び安全性に大きな影響を与える。 したがって、補修には海岸線5000形電車の走行性能や台車の機能・構造・特性を十分理解したうえで実施する必要がある。 これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に当該部品の製作を担当した上記業者のみである。		
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係	(電話番号 078-652-7340)